

令和 7 年第 4 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 7 年 4 月 25 日 (金)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 3 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 4 時 30 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。
	日程第1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、4番、5番にお願いします。
	日程第2 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。 はじめに1番、本件担当の8番より、申請地の状況について説明をお願いします。
8 番	申請地は、〇〇地内で〇〇通りを北に向かい県道〇〇線の交差点をそのまま直進して、〇〇の脇の細い道路を道なりに進むと申請地です。現地は草刈されて、きれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地区域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。譲受人は、〇〇内の賃貸住宅で妻と子〇人家族で生活しています。子供が生まれ、家財も増えたことで戸建ての自己用住宅の建築を計画しましたが、希望の土地が見つからず父親に相談したところ父親の所有する土地に自己用住宅を建築しても良いとの承諾が得られ、当該申請地を選定しました。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
議 長	ただいま、8番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	続いて議案2番、本件担当の吉原 一雄委員より説明願います。
1 番	〇月〇日に、現地確認へ行きました。申請地は〇〇地内、県道〇〇線を〇〇方面へ進み〇〇の手前を右折して、〇〇線の線路を渡って直ぐに右折して道なりに進むと申請地です。現地は草刈されて、きれいに管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和〇年〇月〇日付けで除外認可を受けています。譲受人は、〇〇地内の賃貸住宅で妻と二人で生活しています。家財も増えたことで戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず妻の両親に相談したところ義父所有の土地に自己用住宅を建築しても良いと承諾が得られ当該申請地を選定しました。当農地は1種農地です。

		が、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われます。
	議 長	ただいま、1 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
	委 員	ありません。
	議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
	委 員	異議なし。
	議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
		議事参与の制限により、委員は退室願います。
		(委員退室。)
		続いて議案 3 番、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請地の状況について説明します。場所は〇〇地内〇〇の西側になります。〇番は栗の木が栽培されていました。〇番は更地で草が生えていました。続いて、申請人の状況について説明します。申請人は、〇〇地内で〇〇の輸送関連を行う運送会社です。従業員も増え運搬体制の事業拡大に伴い大型車両を〇〇台購入予定です。社用車及び従業員の駐車場が不足していることから現在ある駐車場を敷地拡張したいとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は 3 種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。
		ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
		ありません。
	議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5
	委 員	条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
	議 長	異議なし。
		異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	委 員	委員は、入室してください。
	議 長	(委員入室。)
		続いて議案 4 番、本件担当の 4 番より申請地の状況について説明をお願いします。
4 番		昨日、現地を確認しました。申請地は〇〇地内で、県道〇〇線を〇〇方面に向かい〇〇を左折し、道なりに進み〇〇があります。そこから 150m 進むと右側に申請地があります。現地は、草刈がされてきれいに管理されていました。
	議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請人は、〇〇地内で路面整備、除草整備、清掃等のメンテナンスを営む建設業者です。業績も伸びており、事業に必要な資材置場や工事車両が不足していることから、現在ある資材置場を敷地拡張したいとのことです。事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており、金融機関から残高証明書が提出されております。申請地の農地区分は 1 種農地となりますが、既存敷地拡張

	(1/2 を超えないものに限る)が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。
議 長	ただいま、4 番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	水路が間にありますが、奥の水田に流れるようになっていきますか。
事 務 局	管を敷設して、奥の水田に水が流れるよう計画しています。
議 長	他に質疑等ありますか。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
	日程第 3 「専決処分の報告」について
	日程第 3 「専決処分の報告」について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号が 1 件あります。質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。